

福祉国家構想研究会 活動年報No. 1

2022年8月1日

〒604-8162 京都市中京区七観音町 637 インターワンプレイス烏丸6階

京都府保険医協会気付 (TEL 075-212-8877)

編集発行人 中村 暁

福祉国家構想研究会連続講座の記録 (2021年6月～9月)

いま、社会変革に何が必要か—コロナ禍を乗り越える変革思想

今回企画された連続講座は「いま、社会変革に何が必要か—コロナ禍を乗り越える変革思想」をメインテーマに4回にわたって開催された。

新型コロナウイルス感染症の危機が国と政治の在り方について重い課題が突き付けられた状況の中、各分野における課題と変革の展望を探る野心的な取組となった。

本号では4つの講座の概要を紹介する。講座の動画は福祉国家構想研究会ホームページで公開中である。<https://www.shin-fukushikokka.org/site/>

事務局の判断で、レジュメを参考に言葉を補っている場合もあることはご承知いただきたい。なお、今回は第4講座をやや詳しく紹介する。第4講座では、当研究会の講演等や発行書籍等がこれまでほとんどふれていない、いくつかの重要な状況と論点があつかわれており、簡略化すると読者に伝わりにくいと判断したためである。

CONTENTS

第1講座 (2021年6月26日)	P2
コロナ禍の労働市場と労働運動—非正規・貧困・ジェンダー平等の視点から 後藤道夫・蓑輪明子・二宮 元 各氏	
第2講座 (2021年7月24日)	P4
地方自治、地方経済のゆくえ—地域を支える方途を探る 岡田知弘・関 耕平・川上 哲 各氏	
第3講座 (2021年8月28日)	P6
反新自由主義の社会・政治変革の現段階 岡崎祐司・二宮 元・蓑輪明子 各氏	
第4講座 (2021年9月25日)	P10
新自由主義教育改革の現段階と対抗戦略—なぜ今「できるようになる教育」なのか？ 谷口 聡・中西新太郎・世取山洋介 各氏	
福祉国家構想研究会・日誌 (2021年4月1日～2022年3月31日)	P18

第1講座 (2021年6月26日)

コロナ禍の労働市場と労働運動—非正規・貧困・ジェンダー平等の視点から

6月26日、第1講座が開催され、全国から92人が参加した。講座は二宮元氏を聞き手に、後藤道夫氏（都留文科大学名誉教授）、蓑輪明子（名城大学准教授）が講演した。

後藤道夫氏の講演要旨

年功型男性労働者中心の労働市場管理と「標準世帯」支援型社会保障—コロナ禍が露わにしたその構造と社会危機

後藤氏は「年功型男性労働者中心の労働市場管理と『標準世帯』支援型』社会保障—コロナ禍が露わにしたその構造と社会危機—」と題して講演。新型コロナウイルス感染症による底の見えない困窮の拡大を様々なデータを駆使して解説した。



コロナ禍により大規模な雇用収縮が進んでいるにもかかわらず、対応すべき「所得保障」は機能していない。生活保護制度の受給増加分はリーマンショック期（2008年～）と比べても10分の1程度に止まっており機能不全に陥っている。解雇・雇止めだけでなく休業や時間減も大規模であり、総労働時間は大幅減となっている。

雇用収縮の影響は女性、非正規に集中している。ここ20～30年で女性・高齢者・学生の雇用は非正規化・短時間化しつつ拡大し、同時に世帯分布の大幅な変動で家計維持構造が変化していたため、そのダメージが社会全体のダメージとなった。

日本の労働運動の交渉力は崩壊しており、男性賃金が大幅に下がり、それ以外の人々の労働条件も劣悪なまま推移してきたにもかかわらず、「世帯において男性中心の所得によって多くの人が暮らしているはず」との前提で作られてきた日本の所得保障・社会保障の仕組みが更新されないまま、コロナ禍に至ってしまったのである。

そもそも日本の所得保障制度は生活保護を除きいずれも「最低生活保障」を制度目的にしておらず、あくまで世帯主がカバーする部分への「支援」として設計されている。年功型賃金を想定した児童手当、生活できない年金制度、義務教育の無償すらすべて

無償はあり得ないというのが法的解釈になってしまっている。つまり「支援」であって「保障」でないというわけである。

そうならば生活保護制度の存在は重要であるが、極めて制度的な意味での受給ハードルが高い。それに止まらず多くの人が「生活保護だけは受けたくない」「自己責任で何としよう」と考えるように世論誘導され、結果として労働市場管理と社会保障費抑制につながっている。

コロナ禍においては確かに様々な経済支援策は実施されたが何れも「権利性」が非常に薄い。日本においては、大災害時やパンデミック時に役割を果たすべき生活保障の仕組み自体が存在していない。そのことが明らかになったのである。

蓑輪明子氏の講演要旨

コロナ禍の女性労働—ケア労働の視点から

蓑輪氏は「コロナ禍の女性労働—ケア労働の視点から」と題して講演。

女性の労働力化が急速に進む中でコロナ禍において、様々な矛盾が噴出した。

小中学校の一斉休校は「感染対策」と「就労保障」が矛盾する事態を引き起こした。女性の労働力化を進める一方、受け皿として保育制度の整備が必要であったにもかかわらず、それが不十分であったことが露呈したのである。

コロナ禍の影響は女性への影響が色濃い。雇用・貧困問題は女性に集中しており、労働相談も女性からのものが多い。感染リスクの高いケア労働者は女性が中心であるが、彼女らは感染対策のない状態でケアを担わされている。フォーマルあるいはインフォーマルにかかわらずケア労働に対する保護、とりわけ非正規雇用労働者への保障がなされていない。その保障なしにはケア労働保護も実現しない。これはコロナ禍が新たにもたらしたのではなく元からの雇用保障の機能不全である。解雇・雇止めとともに「シフト労働問題」（シフトが減らされて雇用調整の対象となる）が顕在化している。国の「新型コ



「コロナ雇用調整助成金」による補償も非正規労働者にはなされない。一方、コロナ患者に対応するケアワーカーは人員不足・長時間労働であり、長時間の「レッドゾーン」滞在を強いられ、防護具不足のまま従事させられている。保健所保健師や保育士も過酷な状態である。また、学校等の休業により、自宅で子どもや高齢者のケアを担う人たちも大混乱に陥っている。

首都圏青年ユニオンⁱⁱと協力して実施した「コロナ禍での仕事と子育てに関するアンケート調査」では「権利として休暇が保障されていない」、「休暇がとれても賃金保障されない」実態が明らかになっている。休むと減給・無給となる人は必ずしも非正規職員に限ったものではなく、正規職員も一定数存在する。

海外諸国では、フォーマルなケア労働、インフォーマルなケア労働の両者にたいして保護、保障がある。そうでなければ新型コロナウイルス感染症を乗り越えることはできない。しかし日本では社会的保護のないまま「丸裸な家族」へすべて押し付けられている。これは女性労働力化に対応した社会制度への転換がまったく遅れていることを示す現実である。

二宮 元氏を聞き手に対談

シフト制労働者の所得保障問題

後半は寄せられた Q&A を踏まえ、二宮氏を聞き手に対談形式で進行した。

「シフト制労働者の所得保障」をめぐる、蓑輪氏は国の準備した助成金さえ「雇用責任の曖昧化」によって保障されない実態があると指摘。後藤氏は「まだ決まっていないシフト」についての休業補償責務を労働局は認めていないと指摘。日本の不規則な労働時間全般に対する「無規制」が放置されてきたことに根本原因がある。シフト制を悪用すれば反抗的な労働者の時間を減らしたり失くしたりできる。つまり事実上の解雇さえ可能であることをコロナ禍は明らかにしたと指摘した。



日欧のワークライフバランスⁱⁱの違い

蓑輪氏は、世界的に「ワークライフバランス」は、「就業を強制する新自由主義改革の流れ」の中で登場した。とはいえ、ヨーロッパのワークライフバラ

ンス政策はあくまで雇用を維持しながら休暇を取得し、ケアをするための時間を保障する方向に展開してきている。これに対し、日本では「雇用の維持」どころか雇用形態を「短時間労働」へシフトせざるを得ない形になっている。依然としてインフォーマルなケアは家族に残り続け、その負担が女性に集中している。この現実をどう変えるべきかと議論が「いかに女性に集中させず男性に委ねていくか」ということに止まらず、インフォーマルなケアに内在する歪みをフォーマルなケアの担い手が修正する取組につなげるのが求められているのではないだろうか、と提起した。これを受けた後藤氏は、公的なケアの領域を確定させる必要がある。日本では介護でも保育でも、イレギュラーな事態に陥ったときに対応する方法がないとコメントした。二宮氏はこれを受け、日本はケアされる側の権利が軽視されているからケアラーも軽視される。ケアされる側の権利をどう運動にしていくのが課題だと指摘した。

最低賃金ⁱⁱⁱとベーシックインカム^{iv}

後藤氏は最低賃金の制度を「フルタイムで働けば生活できる」「働けなくなる事情の発生したときには様々な制度で生活保障される」仕組みへ改善させるべきであり、日本の社会保障制度を立て直す中心課題と指摘。一方今日、野放図に使用される「ベーシックインカム」については本来、「働くかどうか」「必要かどうか」の何れにも無関係に国家が生活保障すべきだとの主張を原点としたものである。しかし社会保障制度においては「必要の判定」は必要であり、むしろ誰が判定するか、どういうシステムでやるか、どのように社会保障として充足するかを論点とすべきだ。「必要」や「労働」の観点を論点から抜け落ちさせてしまう議論は受け入れられないと述べた。

これを受けた蓑輪氏は、ベーシックインカム論が盛り上がっているのは、労使関係の中で権利を勝ち取っていくこと自体への失望が労働者の中にあるため、国家にお金を配らせようという志向になっているからではないか。ベーシックインカムが社会関係の突破口になるという発想だろうが、本質的にはそうした社会的関係性を変える必要があると考えると述べた。

最後に二宮氏から、近年「社会的投資」という言葉が使われるが、社会保障と雇用労働市場をどう立て直すかはセットでこれからも考え続けねばならない。それがこれからも福祉国家構想研究会の課題であると述べ、講座を締めくくった。

第2講座 (2021年7月24日)

地方自治、地方経済のゆくえ—地域を支える方途を探る

7月24日、第2講座が開催され、全国から86人が参加した。講座は川上哲氏(三重短期大学准教授)を聞き手に、岡田知弘氏(京都橘大学教授、京都大学名誉教授)と関耕平氏(島根大学教授)が講演した。

岡田知弘氏の講演要旨

コロナ禍で鮮明となった地方自治と地域再生をめぐる対抗軸と展望

岡田氏は「コロナ禍で鮮明となった地方自治と地域再生をめぐる対抗軸と展望」をテーマに講演した。

コロナ失政で退陣した安倍政権に代わり誕生した菅政権だが、両政権は「惨事便乗型」という点でその政治手法が共通している。コロナ禍と無関係なはずの改憲はじめ悪法の推進、民間特定企業へのコロナ事業丸投げ、アフターコロナ対策を建前にDXや原発再稼働等も推進している。そこで問われるのが地方自治体の「公共性」である。

コロナ失政には構造的問題がある。コロナ対策は自治体レベルで取り組まれているが、これまでの構造改革(新自由主義改革)政治によって公務員は削減され、公務のアウトソーシングが強行されてきた。小泉構造改革以前の保健所再編も含め、コロナ対策の遅れや杜撰さの大本となっている。これに加えて安倍政権特有の問題として、忖度政治・お友達優先・公共政策の基本である公的データ・公文書の改竄といった問題が起こった。

春の通常国会(2021年)で焦点となったデジタル改革関連法成立で新設されるデジタル庁のトップは民間企業から登用され、職員もその多くを民間企業社員が担うなど「行政の私物化」の土壌が形成されている。個人情報保護は骨抜きにされ、民間企業へ提供され、それを糧に市場創出が図られようとしている。地方自治体は「広域連携」を建前に標準化された「情報基盤」「書式」を梃子に国の従属物化が進められる。デジタル庁と地方自治体は垂直の関係



となり、団体自治も事実上否定される。公務・公共サービス労働者はAIやシェアビジネスによる代替ができるものではない。コミュニケーションと現物サービスの提供が基本である公務労働はAIが不得手とする分野である。公共サービスに(ウーバーイーツにみられるような)シェアビジネスとの親和性はない。既にヨーロッパでは一度は民営化した公共サービスを直営に戻す動き(インソーシング)が起こっている。

これまでの「儲ける自治体づくり」追求の結果が大阪府にみられる感染拡大や高い死亡率、著しいコロナ禍をもたらしている。コロナ禍は、公務労働の意義を再浮上させた。国の無為無策の中、少なくとも自治体が独自対策に乗り出し、特に小規模自治体の優位性が際立っている。地域自治組織が機能し、ワクチンの推進が図られた経験もある。逆に民営化・市場化でかえって対策が遅れる事態も起こっており、実はここに展望がある。今、新たな地域経済社会をつくろうとの動きが民間サイドにもある。必要なのは押し付けられる「新しい生活様式」ではなく、「新しい政治・経済・社会の在り方」である。地域に軸足を置く地域経済政策が必要である。その実現には、アベ・スガ政治の根本的転換が必要である。憲法と科学的データをベースにした公平・公正な政治、生命・基本的人権・暮らしを守る地域経済政策の実現を目指す必要がある。

関 耕平氏の講演要旨

地方政策をめぐる対抗軸—「小さな拠点」形成政策のせめぎ合いに見る公共部門の縮減・共助の強制・地域の自己責任を超える論理

関氏は「地方政策をめぐる対抗軸—「小さな拠点」形成政策のせめぎ合いに見る公共部門の縮減・共助の強制・地域の自己責任を超える論理」をテーマに講演した。

今日、小規模自治体の価値が見直されつつある。農山村部は密になりにくい、感染をサーベイランスしやすい利



点がある。その点、島根県は感染対策に成果をあげてきた。一方、医療体制は脆弱である。

地域の優れた実践から「対抗軸」を見出したい。地方政治では相次いで保守分裂の知事選挙が行われた。背景には国会議員と地方議員の対立がある。大物代議士が地元の政治をグリップ出来なくなっている。2年前の島根県知事選挙では、自民推薦の地元出身候補者が県外出身の候補者に敗北した。一方で革新系候補は埋没して敗北するので、土建業者との癒着、利益誘導政治が継続する。だが保守分裂は三位一体改革や市町村合併のもたらした地域の疲弊への怒りが背景にあり、国と地方の対抗を生み出している。

一方、政治とはある意味で無関係に「地道な地域づくりの先進事例」が累積している。もちろんそれらは国の「地域丸投げ」「自己責任」政策と親和性があり、批判的視点はない。だが実践としては優れており、こうした取組から批判的・対抗的な視座を引き出し、自律的取組（優れた自治）と「財源保障」（充実した財政）の変革の展望を示すことが課題となる。

「小さな拠点」とよばれる政策手法がある。集落の枠組みを超え、地域運営の新組織を作り、生活機能維持のため中心集落で機能を確保し、地域課題解決に向けた共助を展開するものである。国の政策だが国と地方実践の間に相違点・ズレが生じている。地域では「住民の意思決定に基づいた『生活機能の維持』」が第一義的に追求され、国の意図する「集約」や行政経費削減に結びつかず、むしろ経費増大すら予定されている。

国の本来の政策的文脈は「撤退戦を前提」に生活機能を周辺集落からの「集約」し、公共部門縮小の代替を住民自身に担わせ、公の財政支出削減を目指すことである。自治体戦略2040には「集落移転しての小さな拠点形成」と明記されている。しかしこれに対し、島根県では早くから集落に着目した政策が実施されており、注目すべきは「生活機能・生活交通・地域産業」のうち「地域産業」は別建てにし、生活機能の維持に力点を置き、「集約」は決して掲げられていないことである。

「共助の強制」「公共部門縮減」「地域の自己責任」に対抗する地域実践に対し、国から財源保障させることが運動的に必要である。そのためには、コロナ禍で農山村における人間らしい生活に注目も集まる今日、過疎地域が国土保全をはじめとした多面的機能を果たしていることへの理解を拡げ、地方交付税交付金の回復・拡充を目指すことが求められる。

川上 哲氏を聞き手に対談

地域循環型経済と最低賃金

後半は多数寄せられたQ&Aを踏まえ、川上哲氏の司会でディスカッションした。

岡田氏はヨーロッパにおけるインソーシングの実例として、水道事業、PFI導入の失敗からの再公営化の動きや、民営化、営利化すべきでない部門が宣言された動き等を紹介した。さらに地域循環型経済の実践例として、200店舗からなる商店街である京都三条会の取組を紹介した。同商店街は組合財政を使い、組合内のみ使用できる5,000円の金券を2回発行し、内部循環型の取組を進めた。

加えて最低賃金と地域経済の関係にも言及。地域経済の所得の源泉は雇用者報酬であり、それがかいか消費支出に回るかで地域経済の状況が決まる。京都府は中小企業比率が9割を超えるが、最賃の引き上げは中小企業の経営を厳しくする。中小企業における賃上げには社会保険料と税負担の引き下げが必要となる。自民党の「最低賃金一元化推進議員連盟」は全国統一の最賃制度を提言しており、全国的に地方の自民党議員レベルで戦略目標として共有できる。地方はあまりに衰退しすぎており、これを放置せず、最賃引上げ保障を国家が行うことで地方間の財政格差をなくすることができる。

関氏によれば、地方圏でも最賃引き上げの課題は大きい。地方経済では6割を公費支出が占める。地域間格差是正機能の再建だけでは地域経済は再生しない。農協、生協、年金経済、医療・福祉の準公的な資金の流れを地域に還流させる等、多様な資金チャンネルが必要。したがって最賃保障として地方へ資金還流がなれることには意義がある。

利益誘導が未だに残り、ボス政治や同調圧力のある中での「小さな拠点」の実践をどの程度評価して良いかとの疑問に対しては、自身が地域に入った実感ではその軛からは逃れつつあると感じる。なぜなら利益を生み出す原資自体が縮小しており、支配に緩みが見られるからである。だが当事者に政治変革の意識がないのは弱みであり、国の思惑に寄せられる危険性もある。いかに地に足をつけた対抗的なものに位置づけられるかを日々、考えている。そのためには公共部門の強化による人権保障＝基礎的社会サービスを準公的な措置で位置づけられていくこと。それがどうしても必要となる。



「小さな拠点」形成で地域産業の別建化を関氏は評価するが、岡田氏が訴える「地域内経済循環の重要性」と矛盾しないのかとの質問に対し、岡田氏は前提として、地域の生活領域に根差した運営組織（＝地域自治組織）を条例で置くことができる。そうした組織が後退した行政の仕事の受け皿として行財政権限の一部を担い、過疎地域での開業へ公的に財政支援するような在り方も考えられると述べた。

地域を拠点にした福祉国家の展望

最後に川上氏より、政府・財界と地域レベルでの現状認識のずれは浮き彫りになっている。地域を拠点にした福祉国家の展望をどう考えるかと問いかけた。

これに対し岡田氏は、中央政府がグローバル企業の蓄積を遂げるよう政官財一体の政策を進め、デジタル改革での自治体統制、情報の民間放出でビジネスチャンスを作らせる。このような在り方では地方経済は衰退する。TPP や FTA も含め、地域の主権性を回復することが必要であり、憲法に即した大きな政策に転換する。そのために中央政府の動きを制御する必要がある。これは選挙によって変えるしかな

い。そのためにはこの惨状の理由を知り、知らせる機会をつくるのが大切である。公共サービスを私的な利益のために使わせないことへの転換が必要である。地方自治体は国の政策を待たず、人々のためになすべきことをなす。それだけの地方分権の余裕はある。ないのは財源である。財源を地方に戻し、公務労働者を増やすこと。この改革こそ、デジタル改革より先行すべきことである。最賃引き上げ、中小企業支援や農家所得保障が必要であり、そのためには税と社会保障負担を引き下げる。消費税の減税が必要である。これをやることで、地域から国が変わっていくと述べた。

関氏は、基礎的社会サービス、ナショナルミニマム保障を全国規模で保障すること。そして人権保障としての社会構想を地域の実践とどうかみ合わせていけるのか。日々、そのことに取り組んでいきたい。財源保障の社会的合意をつくっていく必要がある。それは国の保障だけでなく、都市住民の地方の住民の財源のやり取りも含めたものである。地方公務員、住民の実践と結びながら、取り組みをすすめていきたいと締めくくった。

第3講座（2021年8月28日）

反新自由主義の社会・政治変革の現段階

8月28日、第3講座が開催され、全国から118人が参加した。講座は蓑輪明子氏（名城大学准教授）を聞き手に、岡崎祐司氏（佛教大学教授）と二宮元氏（琉球大学教授）が講演した。

岡崎祐司氏の講演要旨

差別と犠牲の新自由主義を止め、「新しい福祉国家」の道へ

岡崎氏は「差別と犠牲の新自由主義を止め、『新しい福祉国家』の道へ」をテーマに講演。新型コロナウイルスが引き起こした困難な事態は保健所自身や医療機関に責任があるわけではない。従来の新自由主義改革の結果である。社会保障としての公衆衛生再生が必要である。

感染症対策には「専門知」（医学の知見）だけで



なく「社会問題知」「政策知」との「複合知」が必要である。「社会問題知」とは、感染した人々を「階級・階層差」「孤立」「貧困」「暴力」等、様々な問題を抱えた「個人」単位で捉えること。「政策知」とは、研究領域に限らない。自治体職員にも政策のノウハウ・知識がある。これら「知」を総合し、感染予防・経済的保障・社会サービスの充実・地域へのアウトリーチによる個人への支援等の政策と実践が必要である。だが菅政権（当時）には、その「やる気」も「能力」もなく、その背景に新自由主義改革がある。新自由主義改革は日本経済を著しく衰退させた。それは既得権益打破や公正な社会づくりではない。むしろ「ムラ」作りである。新自由主義改革を推進してきた人たちは派遣事業者を肥らせ、規制緩和をすすめ、「既得権益」を破壊し、それを一部企業に独占させて権益を吸い上げる。彼らは自分の権益にしか興味がなく、まさにムラである。

新自由主義への対抗構想としての「新しい福祉国家構想」について「生活様式」から考えてみる。私

たちは自己責任型生活様式を強要され、低賃金でも高価な生活資材を自ら購入、生活している。これを福祉国家型生活様式に切り替え、「賃金」だけでなく+「社会保障給付」で生きられるようにする必要がある。

日本の社会サービスは保育・介護が現金給付システムであり、「契約」に基づくものとなっているがこれでは必要なサービスが保障されない。サービスは現物給付・必要充足・普遍主義の原則に則り、専門性を以て提供されねばならない。その実現には重層的に提供責任を地方自治体が担うべきである。

ここに「ジェンダー平等」も関連してくる。その実現に必要なのは「ライフワークバランス」ではない。「労働時間規制」や「社会保障サービスの充実」である。

菅首相(当時)は「自助・共助・公助」を謳った。だが「自助」とは、他者への「依存」や援助を前提とし、自分で自分を癒す力を時間をかけて取り戻し、他者と相互関係を結び、自分に向き合う場と時間を持つことである。他者とは、同じ苦しみや困難を抱えた人(経験した人)や当事者であり、同時代に生きる人、医療・福祉・心理などの専門職である。そのように、福祉国家的な暮らし方をめざし、「自分の稼ぎで何とかする」という状況とは速やかに決別することが必要である。

二宮元氏の講演要旨

反新自由主義運動の現状と対抗構想の展望と課題

二宮元氏は、「反新自由主義運動の現状と対抗構想の展望と課題」をテーマに講演。

新自由主義改革の歴史は3つに区分できる。

第1期:1980~90年代前半の急進的新自由主義改革

第2期:1990年代後半~2008年の「第三の道」型

第3期は2008年から今日に至る新自由主義的緊縮、社会保障・公共サービス削減

第2期以降、これらへの対抗構想はリージョナルからナショナルあるいはローカルな形へ変化した。その1つの流れが「グローバル経済に対するグローバルな連帯」(＝もう一つの世界は可能だ)や「社会的ヨーロッパ」である。グローバル資本の一国での規制には限界があると考え、EUを使ったケインズ主義的政策が構想されたのである。



これが第3期における各国での「反緊縮左翼政党」の登場につながり、公共サービスを守る、学校閉鎖に反対する等の運動の結節点である「広場の運動」が誕生した。

各国の運動に共通した特徴が3つある。

「社会的公正」(貧困・格差に対する)

「民主主義」(空洞化からの再建としての)

「持続可能性(気候変動危機に対する)」

それらの構想はグローバルだが実践はローカルである。

1つの例として、ニュー・ミュニシパリズム運動をあげたい。「ミュニシパル」とは「自治体」と訳される。世界各地で自治体を中心に新自由主義へ対抗する試みがなされている。プレストンやバルセロナ・インコモン(地域政党)の動きがある。2017年には各地の運動をつなぐ取組として「恐れぬ自治体」が一同に会し、経験交流するサミットが開催されネットワークが構築された。ニュー・ミュニシパリズムの取組を大雑把にまとめれば、①公共部門の再公営化、②公的調達を活用した循環的な地域経済の再構築、③社会運動との連携と住民参加型の意思決定の取組を進めるということになる。

オルタナティブな構想のヒントにイギリスのコービン労働党の政策を見ておきたい。

①「ユニバーサルベーシックサービス」(UBS)には、「ベーシックインカム」(BI)への対抗的視点がある。医療・教育、ケア、交通、住宅、情報アクセス等の生活を支える基本的サービスを「支払い能力」でなく「必要の原則」に基づき、原則無償で保障する仕組みの実現を求める議論である。

UBS論者はBIよりも貧困削減、格差是正に有効だと主張している。OECDデータでは可処分所得のうち「現物給付」にかかる教育、住宅、医療、子どものケア、介護等の社会サービスが占める割合は所得が低いほど高くなる。UBSの発想はこれを公的に保障し、所得を引き上げる。こうした改革は教育・医療で既に実現している「原理」をその他分野へ漸進的に拡大していけば可能だとする。

②Foundational Economy(基盤的経済)は、マンチェスター大学に設置されたFoundational Economy Collective(研究プロジェクト)を中心に発信されている。

これは日常生活を支える経済領域を中心に経済を捉え直す発想である。

「ファンデーショナル」に含まれるものはコロナ禍で浮かび上がったキー・ワーカーの担う経済、即ち水道・電力・食品生産・流通等、生活必需品を家

計に届ける物的インフラと医療・教育・ケアなどの公的給付であり、それらは雇用の6割を占める。

すなわち産業政策・経済成長戦略として語られる「IT・ハイテク・金融部門」へのテコ入れのような「オーソドックスな議論」ではなく、基盤的経済部門に対する支援を行うことを核に据えて経済産業政策を構想すべきだの議論である。

③プレストン（イングランドの都市）・モデルに代表されるように、世界的に注目される公有化・地域経済再建策の実践がある。国家から地域においてくる「公的資金」を外部流出させず地元へ還流させること。市役所、病院、大学、警察、住宅協会（イギリスに独特の制度）等、地域に基盤を置く組織を「アンカー機関(anchor institutions)」に指定し、それら公的調達について、労働、環境、地域社会への貢献といった基準を加味し、地元業者優先に切り替えていき、利益を地域社会内部に広く分配するものである。なお、公的調達の受け皿として、協同組合や労働者所有を奨励・支援する。

以上を踏まえ、新しい福祉国家構想のバージョンアップに向けて課題と考えることを整理したい。

①現代の公的所有論の提起である。戦後福祉国家の国有化政策は、典型的には「経済の管制高地」（成長産業部門）国有化により、経済への規制力・統制力を強化することであった。これに対し、現代の公有化論は、Foundational Economyを担う公的部門の予算・調達を活用することで、地域経済を持続可能で公正な発展へと方向づけていく意味を持っている。「事後的再分配」にとどまらない福祉国家の諸制度の役割をどう構想していくかが課題である。

②気候危機に対応した福祉国家構想の必要性である。持続可能性という観点から、UBSやFoundational Economyを評価し位置づけていく必要がある。ベーシック・サービスは必要十分性を備えるため、消費意欲を肥大化させない。

③現状の対抗運動の課題として、ローカルな地域社会での実践が活性化している。それを可能にするナショナルな枠組みが必要である。グローバル（リージョナル）な構想については混迷している。左派からのEU脱退論も提起され、避けて通れない課題だと考える。

蓑輪明子氏を聞き手に対談

「福祉国家」の役割とは

2つの講演を終えての後半の「対話」では、参加者より多くの質問が寄せられた。聞き手の蓑輪氏が

それを5つの柱に整理し、討議した。

1つめの柱は、「国家の役割」についてである。

岡崎氏は、「福祉国家」は資本主義国家ではあるが権力的・暴力的な国家でなく、人々の運動によって人権や平等を実現する諸機能を持たざるを得ない状況を生み出すことが可能な国家である。国家が単に地域分権を謳うのではなく、「集権的」に資源を吸い上げて再配分する。同時に下回ってはならない基準線（ナショナルミニマム）を明示する。所得保障であれば「最低賃金」、社会保障なら「地域的な配置」等、自治体の力のみでは達成不可能な国家的保障の「基準」を示す役割があると述べた。

二宮氏も中央政府がナショナルミニマム保障の責任を担保すべきとコメント。その具体的な果たし方は各国の制度創設の経緯が様々なため一概には言えないとはいえ、サービス保障についてどのような基準、担当する人の資格や資質、専門性の在り方について国家規制の必要がある。地域再生メージも諸外国と日本とは違う。日本では地域衰退が深刻化だが、ヨーロッパでは工業の衰退、産業空洞化の文脈で地域衰退が起きている。したがって海外と日本では必要な政策に差異がある。日本では地域間の不均衡の是正（「財政格差是正」）を考えねばならず、日本固有の問題ではないかと述べた。

“画一的”批判に抗して

2つめの柱は、福祉国家の社会保障の仕組みが画一的であること。新自由主義が許された背景にそうした問題があるとすれば、どのように対抗すべきなのかという問題についてである。

岡崎氏は、たとえば措置制度について、プロセスが官僚的であるとか画一的なサービスだとかいう批判があった。しかし、現在の準市場化された福祉サービスが、画一的ではないというわけではない。準市場に置かれた福祉サービスにおいては、低コスト体制を実現するために、さらに国家によって報酬設定がなされることもありサービスそのものが標準化されていかざるを得ない。したがって競争するかどうか画一的であるかそうでないかを決するわけではなく、対象者の参画を実現するかどうか重要なのである。サービスの内容について当事者が専門労働者と合意し、協議しながら決定すること。そして当事者・家族とともにアセスメントすること。それらは人権を守り、発達・生活の保障を実現する



ためである。現在の介護保険制度にはそのような裁量権はほとんどない。サービスはオーダーメイドで作っていくことが本来であり、そのためには「公共的な仕組み」の中で社会サービスが提供される必要がある。したがって画一的サービスの原因を「福祉国家」であることに求めてしまい、国家体制と現場のサービス体制の間に立ちはだかる「制度」問題が抜け落ちてしまったまま議論してはならない、とコメントした。

二宮氏も市場的な仕組みを供給体制に組み入れるとお金の支払いが可能な人にとっては「柔軟なサービス提供」につながるのかもしれないが、それが出来ない人にとってはそうならない。市場とは、「自己利益」の追求が社会のためになるという場であるが、これを社会福祉分野にあてはめると公共性・専門性の解体につながってしまい、画一的サービス云々よりもその方がはるかに大きい問題である。かつてヨーロッパでも福祉国家の硬直性やパターナリズムが問題になったのは事実だが、本来は岡崎氏のいう専門性そのもののバージョンアップ、概念の拡張が必要なものであり、そのためにも公共的・公的な部門がサービス保障する必要がある。

以上の発言を受け蓑輪氏は、「公共的」であれば多様性が担保されないわけではない。サービスの実践的積み重ねの中でこそ、パターナリズムの批判の克服もしていけるのではないかとコメントした。

目指すべきは「賃金+公的な手当(社会保障)」

3つめの柱として、福祉労働者の賃金体系に関し、労働運動が賃金問題に集中してしまい「賃金+社会保障」という発想に立てない現状についてである。

岡崎氏は、現賃金をベースに労働者は考えるのが現状で、私たちが年功賃金はだめだ、家族賃金は違うなどと発言すると、「賃金が下がってしまう」という反応になってしまう。すなわち労働運動に「運動論的な賃金論」が浸透していないのである。年功賃金による「初任給相場」で最低賃金が決められる現状のままでは、決して賃金は良くなる。産業別・職種別の賃金、たとえば「保育最賃」のような仕組みを実現することが大切である。最低賃金の時給1500円への引き上げは、日本の賃金体系を変えていくことにもつながる。そして賃金だけで生活するのではなく、「賃金+公的な手当(社会保障)」で、一人一人が独立して生活できる方向を目指さねばならない、とコメントした。

国際秩序における反新自由主義の対抗構想

4つめの柱として、国際秩序における反新自由主義の対抗構想についてである。

二宮氏は、現状では立ち遅れていると認識している。EUレベルで金融資本の規制策の検討等はなされている部分もあるが、EUは本質的に新自由主義的であり、民主主義や福祉国家には使えないのではないかと認識が広がっている。ナショナルなアイデンティティを持ちながら、市民がEUレベルで物事を考えることは難しい状況であるとコメントした。

日本における対抗構想の萌芽

最後に、日本における対抗構想の萌芽についてどう考えるかである。

岡崎氏は、ホジソンは自由市場型の中に設定された個人を市場個人主義と呼び、批判した。個人には「自分に何が必要なのか」を想定するのが難しい。そこで専門職の役割がある。当事者とそれを支える専門労働者と公務労働者が、業務だけでなく運動論的にも結びつくことが必要で、それは福祉国家構想の「担い手」として重要となるはずである。ジェンダー平等について、男性も声をあげていくことが必要である。自分たちは、新自由主義によって追い込まれ、ズタズタにされ、貧しくさせられている。そのような自らの当事者性に気付く運動を展開せねばならない。組織論ではなく、たくさん点在する不満をつなぐプラットフォームを作る必要であり、国家そのものの在り方を正面から議論する運動が求められる。

二宮氏は、ヨーロッパの反緊縮左翼の運動では、その担い手として若者が立ち上がったという側面に注目が集まっている。しかしコービンを労働党代表に押しあげたのは若者だけでなく、労働運動も役割を果たした。イギリスの労働運動の担い手は、公共部門の福祉労働者・専門労働者である。それでは日本ではどうなのか、と講演の際によく質問される。新型コロナ禍の経験を踏まえるならば、ユニバーサルベーシックサービスを担う公務労働・福祉労働者が担い手になり得るのではないかと考える。専門性とは、医療や福祉の狭い視野の問題ではなく、対象者の背景に目を向けていかないと専門労働自体が成立しない。社会をどう捉えるのか、という専門性が必要になっている。そこから社会を変える入口がつかめないかと思う。生活レベルから対抗構想を組み立てなおす必要がある。

第4講座 (2021年9月25日)

新自由主義教育改革の現段階と対抗戦略—なぜ今「できるようになる教育」なのか？

9月25日、第4回目が開催され、全国から94人が参加した。講座は世取山洋介氏（新潟大学教授）を聞き手に、谷口聡氏（中央学院大学准教授）、中西新太郎氏（横浜市立大学名誉教授）が講演した。

聞き手の世取山氏による企画の趣旨説明。コロナ禍において教育政策は2方向に分裂し始めしている。

1つは「惨事便乗型」、コロナ禍に便乗し、従来からの政策推進を図ること。その典型が「ギガスクール構想」にみられる。

2つめは「35人以下学級」のようにむしろ「下からの要求」を反映する方向の動きである。

教育政策は国民の声次第でどちらの方向へ進むのかが変わってくる。

「ギガスクール構想」については通常、コンピューター業界のために教育政策を利用するものと捉えている。だが本講座ではその背後、あるいは基礎に教育政策における「人格支配の構造」を見出したい。まさに中西氏の指摘する「新自由主義的人格陶冶」と呼ぶべき状況が起こっており、そこにメスを入れ、対抗のために何が必要なのかを考えたい、と説明した。

谷口 聡氏の講演

教育課程政策の現代的特徴

谷口氏は「教育課程政策の現代的特徴」と題し、「新自由主義的人格陶冶」の政策動向を分析。

2010年代後半以降、教育課程は政策的にどう改編されようとしているかを、第一に教育課程の全国的な基準である

「学習指導要領」（2017・2018年告示）の改定内容の分析から、第二に近年の成長戦略（デジタル社会形成政策）の一環に位置づけられている学校教育のICT化政策（「個別最適な学び」、「データ駆動型教育」）の分析から明らかにしたい。その上で、現在進行中の教育課程政策を、「教育の目的・本質」の観点から批判的に検討したい。



2010年代以降、教育政策はどのような政策枠組みの中で推進されているか。

政策全体の方向性は「グローバル競争大国」づくりである。第2次安倍政権以降、重視されているのは成長戦略である。と同時に、新自由主義改革が必然的に生じさせる貧困等の諸問題への対処が並行して行われている。その例が「一億総活躍社会」のスローガンであり、そこに位置付けられた「教育機会確保法」等である。つまり、「競争的な教育制度」を前提にしつつ、それに馴染めない子、障害のある子たちをどうすべきかという問題への対応を並走させている。その意味では、ICT化も不登校や障害のある子に対する「包摂的な教育手段」として考えられている面もある。あわせて、それらを可能とする強力な集権体制として官邸主導で自民党・中央官庁が総動員されている。

「グローバル競争大国」づくりにおける教育政策の目的の一つである「人材育成」では、近年の特徴として求められる「資質・能力」の変化がある。

言語スキル、情報スキル、ICTスキル・リテラシー、主体性、創造性、思考力、論理性、コミュニケーション能力、メタ認知等、知識に限らない「包括的な能力」を備えることが目指されている。そして能力を自ら身につけようとする「意識・態度」の形成もあわせて求められている。なおかつ、全ての人間が幼児期から老年期まで生涯にわたり持ち続ける意識・態度が想定されている。このあたりは「ハイタレント」（経済審議会「経済発展における人的能力開発の課題と対策」1963年）とは性格が異なる。それを表わしているのが、しきりに言われる「誰一人取り残すことのない」（中教審「論点取りまとめ」2019年）というフレーズである。こうした言葉を使いつつ、ICTを使い、すべての子どもたちが意識・態度を決定するとされる。だが広く国民に対し平等に能力を保障する志向性があるわけではない。「人材の階層化」として、ある能力の枠組を設定し、能力がどのくらい身につくかを序列・階層化し、学校内の教育課程を種別化・階層化する制度改正がみられるのである。

グローバル競争大国構想で社会秩序をどう維持するか。「社会統合」のため、体制に順応し、その存立に積極的に寄与する意識・態度の形成を目指し、

古くからの道徳教育とあわせて自ら積極的に社会参画する「規範意識」を育て、資質・能力の自主的・積極的な獲得・向上が目指されている。

公教育の成長産業化も進められる。従来からも市場化・民営化の流れはあったが、今日では公教育の核の部分にまで民間が参入し、より成長率の高い産業化が目指されている。世界の教育市場は拡大しており、自動車市場の3倍（600兆円）である。

以上を大枠として、それでは教育課程はどう編成されてきているのか。

「学習指導要領の分析」によってその特徴を捉えたい。それは「基準性の変化」と「個に応じた指導」の展開である。

学習指導要領は国が定める教育課程の「基準」である。教育課程は各校が編成するとはいえ、文部科学省は指導要領には法的拘束力があり、それは守るべき基準なのだとしている。

「個に応じた指導」は、1993年に遡る。当時は「基準性の弾力化」がある意味で図られていた。授業日数が削減され、「総合的な学習の時間」が設けられ、その一方で習熟度別授業等の「個に応じた指導」が導入されていた。これが2000年代前半に変化した。2000年の教育改革国民会議「教育改革国民会議報告教育を変える17の提案」は、「一人ひとりの才能を伸ばし、創造性に富む人間を育成」や、小学校からの習熟度別学習、中高一貫教育等を提言した。これを受け、2003年にイレギュラーな形で学習指導要領が一部改正された。そこで「基準性」が強化され、教えるべき内容の「最低基準」として位置づけ直されたのである。加えて、「個に応じた指導」即ち「出来る子には発展した学習」「できない子には補充的な学習」が組み合わせられることとなったのである。

「基準性」の強化に法的根拠を与えたのが2006年の教育基本法改正である。

1条（目的）に、「国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた」者を育成することが教育目的に掲げられた。

6条（学校教育）2項が新設され、国家・社会の形成者として備えるべき「資質」を規定し、学校はそれを達成するために教育するところであると法的に明確にされた。

これを受け、2007年に学校教育法が改正された。同法では「義務教育の目標」新設（21条）、「各種学校の目的・目標」改正（29条等）もなされたが、特に重要なのは「育成すべき能力・態度の法定化（30条）」である。そこでは①基礎的な「知識・技能」の習得、②①を活用し、課題解決に必要な「思考

力、判断力、表現力等」、③「主体的に学習に取り組む態度」—これらの育成を学校の目標として法定化したのである。

これをよりハッキリさせたのが、2017・2018年の「学習指導要領」である。そこでは、法定教育目標である「必要な資質」について、「学習者が修得すべき」「資質・能力」、即ち「何ができるようになるか」とされ、具体的には「資質・能力」の3本柱（①「知識及び技能」②「思考力、判断力、表現力等」③「学びに向かう力、人間性等」）に構成された。つまり、それまではあくまで指導者が何を教えるかという基準であった学習指導要領が、「子どもが身につけるべき内容」に、即ちコンテンツ（教育内容）からコンピテンシー（資質・能力）の基準へと「構造転換」されたのである。

この「構造転換」を原義として、教育活動の全体が再構成されることになった。

各教科・単元でどんな力を身につけるか、そのためにどんな指導をするか。「何ができるようになるか」の達成のための教育方法として、「主体的・対話的で深い学び」という記述が増えた。これに対応して学習評価においても「何が身についたか」を評価することとなった。

即ち学習指導要領が、教育課程（内容、方法）の全国的な基準という性格を超え、学校教育のあり方全般を国家統制する仕組みへと構造転換されたのである。

2017年の「幼稚園教育要領」「保育所保育指針」「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」改定にもこうした傾向はみられる。「すべての幼児教育施設の共通目標」として、「幼児期の終わりまでに育ってほしい10の姿」、①健康な心と体、②自立心、③協同性、④道徳性・規範意識の芽生え、⑤社会生活と関わり、⑥思考力の芽生え、⑦自然との関わり・生命尊重、⑧数量・図形、⑨文字等への関心・感覚、⑩言葉による伝え合い、⑪豊かな感性と表現—が盛り込まれている。また、生涯学習を強調し、幼児期から老年期まで、それらを身につけさせるのだといながら、誰しにも平等化する発想はなく、学校の階層化・種別化（機能分化）を並行して進めているのも特徴であろう。

以上を精密に実現できるように推進されているのが、「ICTの活用」による「学びの個別最適化」であり、「データ駆動型教育」である。

大前提は「成長戦略としてのデジタル社会形成政策」である。

「Society5.0」に先駆けて示されたのが「データ駆動型社会」（産業構造審議会商務流通情報分科会情報経済小委員会「中間取りまとめ～CPSによるデータ駆動型社会の到来を見据えた変革～」2015年5月）である。これはIT社会が2010年頃から新段階へと突入し、デジタルデータ収集、蓄積、解析、解析結果を実世界へフィードバックすることによって、社会が大きく変わる。これを成長戦略に位置付けるとのアイデアであった。これに総務省が同調してとりまとめられたのが「Society5.0」である。

Society5.0の原動力は、「民間」のダイナミズム、イノベーションであり、「官」はそのための共通インフラ整備や規制・制度改革を担う。そのために制定されたのがデジタル社会形成基本法（2021年5月19日成立・同年9月1日施行）である。

成長戦略における学校教育のICT化(情報化)は、①教科等の指導等における情報通信技術の活用、②学校における情報教育の充実、③学校事務における情報通信技術の活用という形で整理された（学校教育情報化推進法2条）。

事務負担の軽減等はコロナ以前の2010年以降、文部科学省が推進してきたものであり、必ずしも否定すべきものではない。だが、成長戦略の一環に位置付けられて以降、推進主体・目的・内容が大きく変容してきた。元々、ICTを教育と結びつける動きはベンチャー企業や教育産業が行っていたが、それを政策として取り入れたのは経済産業省であり、そのアイデアこそ「学びの個別最適化」であり、具体的には、1人一端末による「EdTech」の徹底活用で、一律一斉授業からの転換、自学自習と学び合いへの移行をねらうものである。

これに伴い、標準授業時数、学年制、履修主義等、既存の学校教育のあり方自体を改める動きが起こる。「履修主義」（どういった内容をどういった時間で学んだか）とは「対」の考え方である「習得主義」（ある能力を身に付ければ教育は修了）に力点を置き、「身につける」速度は子どもによって様々だが、これをICT活用で効率的に進めることが可能になる、という発想である。そこで公民の区別なく、民間企業を参入させよとの声が強まり、文部科学省内にも2017年以降には同調する動きが出てきた。これを「官邸主導」のサイクルの中でオーソライズしたのが教育再生実行会議による「技術の進展に応じた教育の革新、新時代に対応した高等学校改革について（第11次提言）」（2019年5月17日）である。

これが、Society5.0へ向けた、「一人一人の能力や適性に応じて『公正に個別最適化された学び』」、「骨太の方針2019」（同年6月21日）に結実した。

個別最適な学びを軸とする学校教育の情報化政策が、首相の諮問会議の提言という段階から、政府の教育政策の中心へ至ったのである。

2019年度には小中高校等、教育支援センター、フリースクールにEdTechを活用した教材等を導入する民間事業者を対象に、その経費を補助する経産省の「EdTech導入補助金」が創設され、推進されている。

以上がコロナ禍に至るまでの経緯であり、コロナ禍がこれを加速させている。

コロナ禍における学校教育のICT化政策には、感染症予防のための非対面型学習環境の整備である側面があるのも事実だが、コロナ禍以前から進められていた政府の成長戦略の一環としての学校教育のICT化を急激に加速させるものとなった。

より精密化、統合されたのがポストコロナ期の学校教育構想として示された「データ駆動型教育」（2021年）である。

これは教育再生実行会議「ポストコロナ期における新たな学びの在り方について（第12次提言）」（2021年6月3日）に盛り込まれた。

「データ駆動型教育」は明確に定義されているわけではない。しかし「成長戦略2018」に示されたように、Society5.0の原動力となる「民間」のイノベーションを支えるため、「官」に求められるデータ駆動型社会のインフラ整備と規制・制度改革、これを教育制度に応用するものだと考えられる。ここでいうデータとは単に学力データだけでなく、児童・生徒のあらゆるデータ、テストのスコア、スタディ・ログ、LIFEログ、教師のアシストログ、行政データである。これらを広範かつ精密に収集・蓄積、分析・判断し、その結果を利活用した教育実践（個別最適な学びを含む）と教育政策の立案・実施を行う構想である。このアイデアは既に骨太方針2021や成長戦略実行計画2021に盛り込まれている。

加えて同日閣議決定された「デジタル社会の実現に向けた重点計画」は、国民向けサービスを「国・自治体」「準公共」「民間」の実施主体により3分野に整理した。

「国・自治体」とは国による関与が大きく、他の民間分野への波及効果が大きい分野である「健康・医療・介護」、「教育」、「防災」、「モビリティ」、「農業・水産業（スマートフードチェーン）」、「港湾（港湾物流分野）」、「インフラ」の7分野を指定している。

「準公共分野」では、国・地方・民間事業者等の様々な主体が連携し、効果的・効率的なサービス提

供を図ることが望ましいとされ、政府の役割は、デジタル化に向けたシステムの整備とデータ標準の策定とされた。「教育」に関しては、①教育現場における学習者や教育者の日々の学習や実践の改善に資する教育データの利活用と、②教育政策の立案・実行の改善に資する教育ビッグデータの利活用を、データ駆動型教育の両輪として推進する。

「デジタル社会の形成に関する重点計画」と国の他の計画の関係は、「デジタル社会の形成に関しては、重点計画を基本とする」（デジタル社会形成基本法 38 条）とされ、他計画よりも優先するとされ、文科大臣に策定が義務付けられている学校教育情報化推進計画よりも、学校教育の ICT 化政策においては優先される可能性が高い。ちなみに、文部科学省の諮問機関である中教審は「『令和の日本型学校教育』の構築を目指して～全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現～（答申）」（2021 年 1 月 26 日）をまとめている。その内容は、これまで述べてきたものとほぼ同様であるが、「個別最適な学び」については「個に応じた指導」を「学習者の視点から整理した概念」として、従来の文科省の政策の延長にあるものと位置づけ直している。これをどう捉えるか、今後の検討が必要ではあるが、文部科学省としては「クラスや学年の解体までは望まない」との姿勢を示したと考えることも可能であろう。

以上を小括すると、「学校教育の ICT 化」政策の目的とは、ICT で収集・分析するデータを軸に、教育実践と教育政策を再編することである。そしてそれは、国家が学習指導要領によって定めた「資質・能力」を有する人間の育成を、より精密な方法によって実現することである。背景には、成長戦略の主軸であるデジタル社会形成政策があり、民間によるイノベーションを生み出すための国家による環境整備、即ち社会のあらゆる領域におけるデータの標準化、規制・制度改革があり、加えて資本の要請する人間像そのものの世界的な変化がある。

最後に、以上の政策について考察・評価したい。

ここでは「教育の目的・本質」から考察したい。教育の目的とは何か。確かに「必要な資質」が改正教育基本法に加えられたが、それ以前に「人格の完成」（教育基本法 1 条）がその大前提であるはずである。つまり、人間が潜在的に持つ諸能力（身体、認知、言語、感性、論理性、社会性、道徳性、芸術性、等々）を全面的に発達させることである（世取山 2021 年）。「人格の完成」や「能力の全面的な発

達」と、国家の言う「個別最適な学び」「データ駆動型教育」は非常に大きな緊張関係がある。つまり、過去のデータ、標準化されたビッグデータをもとに、AI が個人の習熟度に応じて決定することとの間にかなりの乖離があるのである。

そしてそれは、学習・教育における人間関係の意味にかかわる。

人間の諸能力は、個人によって固定的に保有されるものではなく、学習者同士あるいは学習者と教育者など一定の人間関係の中で規定、発揮される。そのことは、教育者と学習者の関係性として「教師と子どもとの間の直接の人格的接触を通じ、その個性に応じて行われなければならない」ことが教育の「本質的要請」だとした「最高裁学テ判決」でも示されたものである。つまり、個性を有する学習者の多様で可変的な学習要求、即ち自らの能力を発達させようとする顕在的あるいは潜在的な要求は、それと日常のかつ直に接する人間によって把握することが可能なものであり、したがってこれに応えることができるのも人間であるという教育の根源的な姿である。そのことを踏まえれば、学習者の学習要求に直に接する人間である教職員等が自律的・専門的な判断のもとに必要なに応じて、ICT を活用した教育の実践も行われるべきであることである。したがって過去のデータの蓄積や標準化されたビッグデータをもとに AI が最適だと判断した学習・教育を行うことの間には大きな乖離がある。

学習者同士の人間関係の中で能力は発達する。

そもそもどのようなものを能力とするか自体も人間関係の中で発達する。人間と教育の本質に根ざした教育実践に必要な条件整備とは何であるのかを実証的に明らかにする必要がある。

従来の学校制度を構成してきた諸要素である、年齢主義・履修主義、学級、学年等の再編が政策課題にあがる状況にあって、これまで自明のものとされてきた既存制度の意義を明らかにしていく必要がある。ある時間に、ある場所にいき、ある人間に会うということが、今日の学校制度の当然の前提だがコロナ禍がそれを停止させた。それによって浮かび上がったことは、当たり前だと思っていた「ある人間関係」は、定期的にあつまり、人間関係を構築していること、そのものによって構築されることである。

今日、首相官邸主導体制の下、教育・教育行政は経済政策に従属している。この議論を古いとする意見もあり、むしろ主流であるとの見方もある。

しかし、「教育の自律性及びそれを保障するための教育行政の一般行政からの独立という」古典的命題の意義は、むしろ今、再考する必要がある。

中西新太郎氏の講演

新自由主義的な陶冶構想の特質と射程

中西氏は「新学習指導要領」並びに経済産業省も入った新自由主義的な教育改革論の理念的な特質と実践的な帰結について考察した。実際の教育の場でそうした国家の構想が実現され得るかどうかは横に置き、その理念自体の「特質」をロジックとして一貫させるとどうなるのかについて検討した。



新自由主義的な学校政策は、学校統廃合等の制度改革に焦点があたりがちである。しかし、教育課程・教育活動そのものへの新自由主義的な思想の浸透力をどう捉えるかは、より切実なものであるはずである。「学び方」「教え方」を改革の梃子にするこの意味は、「こう教えれば教育効果があがる」という設定が受容されやすく、突き詰めての批判が難しい。「学び方・教え方」に焦点をあて、何ができるようにするか、何を学ぶか、どのように学ぶかを全体としてどうコントロールするかというカリキュラム・マネジメントの実行を通じて学習内容を固定化させ、逆に学習内容を規定することが可能になる。あるいは学校運営管理、学習過程管理を一体化すること、学習過程管理を通じて教科ごとの特性を解体することもできる。「教育の範囲」をどう考えるのかも、実はあらかじめ決まったことではない。従来の教育の拡張とケア次元の排除が組み込まれてしまうことも注意すべき点である。

新自由主義的な陶冶構想の特質は4点ある。中心は4点目の「個別最適化論の意味」である。1点目は「主体的で対話的な学び」の意味である。この言葉そのものは学びの在り方として異論ない印象も受けるが、本当だろうか。あくまで「何ができるようにするか」という目標達成に向けての「主体的・対話的」であるに過ぎず、あくまで目標が先に置かれた上での話なのである。すなわち「知識基盤社会」に求められる資質・能力が総体としての目標であり、その個々の内容は「時代の要請」に応じて自在に、つまりは恣意的に切り出し可能だということになる。そして、そもそも「主体性を育てる」という目標が設定されること自体が矛盾である。さらに「主体的・対話的」という「方法」を梃子にすることで「学び」の目標が拡張されてしまう。達成度、達成の有無の

評価対象に子どもの学校・家庭生活の全体まで入れられてしまう。また「主体的・対話的」であるかどうかは、情動を評価することにつながる。これを客観的に評価する基準を作ってしまうことになる。

これが2点目の、教育と学びを計測する、新自由主義的なエヴィデンス論と不可分となるのである。情動的要素について「できているかどうか」を測定し、評価する枠組をいかに体系的に（正当化できる形態で）持ち込むかが課題となるのである。そこには、学ぶプロセスにかかわる多様な要素をデータ（測定可能な情報）として集積・活用することで「学習効果」を向上させることができるという発想がある。だがそれは可能なのだろうか。測るためには、その要素が「個別化」されている必要がある。言いかえれば、個別化される要素（能力、資質、態度…）のみが抽出されることになる（これがモジュール化という観念である）。このスキーマに基づいてデータを集積できるなら、学級・学校あるいは地域生活等の場面において積み重ねられた知見（局域性を持つがゆえに有効な臨床知）は不要ないし補完的なものとなる。そのことはまた、教育実践の自律的次元を縮小・解体し、教育活動全体の集権化と教育・陶冶領域の徹底した市場化をもたらしてしまう。

では、そのデータはどのように集積され、利用されるか。これが3点目である。スタディ・ログをポートフォリオとすることにより、個別化された教育の次元をより濃密にコントロールする体制となる。具体的には「Aさん、宿題をやったのが夜11時か…今日は寝不足かもしれない」「Bさん、いつもと違って、短時間で一番難しい問題まで到達しているぞ。褒めてあげよう」。だがそのためには、子どもの個々の状況を把握することが必要である。例えば「センサ（感知器）等を使用して様々な情報を計測する技術（センシング技術）を活用することで、子どもの個々の状況がこれまでにない精度で客観的かつ継続的に把握できる」、「校門のセンサーで感知する登校時間が日に日に遅くなっている子どもがいれば注意情報として自動的に通知」というようなことが考えられている。

4点目に、そうした形で能力や資質を測り、どの程度到達したかを考える仕組みについてである。その具体的手段として「個別最適化」が使われる。突き詰めていけば「能力主義の純化・先鋭化」である。20世紀までの教育が考えてきた人格の陶冶、知識を身につけるというプロセスを「能力を身につける」という形で「データで測る」という話となる。

もちろん、それには限界がある。だがその限界を乗り越えようというのが「ギガスクール構想」なの

である。これは単にIT化するという話でなく、子どもたちの教育の在り方全体を見直すことにつながる。その特徴を4つ、あげておきたい。

1つめに、「到達度主義」「個別最適化」は、「学び」の目的（到達点）を各人に応じて設定するものではない。「できるようになる」到達点が前提とされている。到達点に向かいやすくさせる動機づけと誘導環境とを「教育」のデフォルト（行動経済学のことば）として設計する。学習活動、そして生活全体が個別化された形態で把握され、到達すべき目標に照らし個別に評価される。したがって、たとえば、「友だち同士でいろいろおしゃべりができるから美術の時間は楽しい」といった「学習動機」は、このプログラムではあらかじめ排除されている。人間の行為における目標とプロセスの関係をどう設計することが可能か、また適切かという社会形成全体にかかわる論点であり、教育だけではなく新自由主義的な考え方が志向する社会構想にかかわってくる。

2つめに、「個体能力観」の徹底である。成長・社会化過程に不可欠で本質的な共同性・社会性の次元に生起する「力」も個体に帰属する能力に還元され、非認知能力として位置づけられる。新自由主義的人材開発構想の線上にあり、この構想をめぐる対抗関係の理解が国際的な文脈の中での理解が必要である。では、共同性・社会性の次元とそこに生起する「力」をどうとらえるか。人と人との関係の中ではっきり姿を現す姿というものは、あらかじめ視野の外に置かれてしまうのである。

3つめは、個別最適化プログラムということで、ある子どもにとっての最適な関係・動機づけを用意することになるため、社会的・公的地盤が矮小化され、「自己責任」の体制化に自然となってしまう。

4つめは、能力が普遍的指標にもとづいて評価され序列化（ランキング）され、最後には環境に応じられるよう自己をつくりかえることになる。つまり「主体」が変容されてしまうのである。

「個別最適化」プログラムによって陶冶される能力は、この社会に適合できるよう、個体に分節化された主体内に封じこめ可能な能力（コンピテンシー）に他ならない。これが「コモディティ化」された能力である。したがって成長・社会化過程の「主体的な」「対話的な」あり方は、コモディティ化された能力へのアクセスにどれだけ積極的であろうと努力しているかによって判定される。たとえば、委員会活動や部活、友人関係のあしらい方等々での「コミュニケーション能力」、神対応の「技」がコモディティ化された能力だとすれば、それらを身につけようと頑張る姿が測定され、評価対象となるのである。

以上が、「個別最適化プログラム」に焦点をあてた「陶冶」にかかわる構想の特質である。

「個別最適化社会」とは、新自由主義的な未来社会構想の不可分の一環として位置づけられている。すなわち、新自由主義化された世界（社会）のグローバルスタンダードに適應して生きられるために不可欠な能力が開発されねばならない。「個別最適化」という手法による陶冶はその手段である。

例えば、「介護ロボット」や「センサー」が介護におけるグローバル・スタンダードとなる社会では、患者と介護者との局地的な関わりに由来するスキルに代わり、介護ロボットに対応できる患者の態度や振る舞い、スキルが必要とされ、そうした「能力」を身につけさせるための陶冶が構想される。「生きる力」といった可變的で不定形に映る観念も、コモディティ化された能力として表象され位置づけられる。

例えば、地域のヘルスケアシステムで医療費を抑えつつ、健康寿命を向上させることを考えてみよう。そこでは政策変更と地域の健康寿命の変化との関係をデータから分析しようとしても、サイクル時間が長すぎる。アウトカムとしてこの1/T ゆらぎを用いることで、サイクルを劇的に短くできる。PDCAサイクルが日々回せるようになる、というような構想なのである。

「個別最適化」が予定調和的に「全体最適」をベルトインしておくような駆動システムに社会が置き換えられている。これはエリートを育てるにとどまらず、「新自由主義化された世界で生きられるよう普通人を馴致する」ことに力点がおかれる。「個別最適化」プログラムの適用範囲が幼児から生涯教育までに及ぶことはこの点を反映しているだろう。そして「個別最適化」社会は、そこから排除された存在を不可避的に出現させる。つまり相対的に「無能力」の状態（グローバルスタンダードに適應できない状態）におかれた人々・集団・社会に対し、無償でその不利を補完する体制（民主主義的体制）を保障するのでない限り彼らは、「社会不適合者」として「効率的に」排除される状態に置かれてしまうだろう。「個別最適化」プログラムの推進は成長・社会化過程に広く出現している「生きづらさ」を教育の埒外においてしまうのである。

では、新自由主義的な陶冶に対抗する視点は何かだろうか。1つめには、社会権としての生存権理念に支えられる「生きること」の基底、すなわち生存権理念のリアルで実践的な力を蘇らせることである。

2つめには、人材開発競争の緻密な体制を志向す

る「個別最適化」プログラムから、ケア関係を不可欠な一部（それも核心的な一部）として備えた生活・社会組織としての性格を備えた教育への転換である。

3つめには、生きることと学ぶこと（知ること）の断絶・転倒を克服するための、制度知・実用（生活）知の獲得である。制度知・実用（生活）知は、適地性というその特質ゆえに新自由主義的なグローバリズム、グローバル知から排除されている。こうした排除機構を持つ「普遍主義」への対抗は、教育の域外におかれてきた「実践的教養」、つまり、制度知、実用知、生活値を学びの一焦点に据え直すとともに、学校教育のアウトリーチを広げる。

例えば学校の制服無しは「自由」という点では自由だが、「貧富の差を隠す」ものとしてルールがあった方が良いという子どもたちの意見もある。こうした「実用」的要求を組み込んだ「対抗」が必要だろう。

世取山洋介氏を聞き手に対談

「できるようになる教育」で何が変わるか

参加者の質問を受けたディスカッションでは、聞き手の世取山氏より、「教育の何がどう変わるのか」そして「どういう対抗軸が今、設定されるべきか」の2つの柱で考えたい。「できるようになる教育」について、最初に認識したのは3年ほど前である。大学側が「ある知識を獲得すると、あるテクニックが生まれ、知識とテクニックが生まれると、ある態度が生まれる」「それを何ができるようになるか」という観点からまとめろ、と指示してきた。これに対し疑問を持ち、会議の度に批判をしてきた。何ができるようになるかを観点としてすべてを規律することが大学で始まり、大学人がそれに疑問を持たずに淡々と書類づくりに走ってしまった。人間が「わかること」「できるようになること」とはこんなに単純に言えることなのか。新自由主義はここまで手を突っ込んでくるのかと衝撃を受けた。ある種の人格を上からつくっていくという性格を新自由主義が持っていることをもっと強調していかなければならないとコメントされた。その上で、「何が変わるのか」にかかわって、ある特定の産業政策があり、人材政策があり、それを受けて教育政策が変わっていくこと自体は60年代からあった話だが、それと今回の話はどう違うのか、どう新しい



のか、と問いかけた。

これに対し谷口氏は、確かに60年代にも産業政策が教育政策に入ってきていた。しかし当時のそれは「いかに工業化を進めて国際的な競争力をつけるか」という時代状況を受けたものであり、主な対象は高校や科学技術の担い手としての研究者・技術者の育成だった。それに対して、今の政策は（中西さんのような「環境に適應できる主体形成」に通じるものであるが）今日の産業がサービス産業を中心とする体系となっており、したがってどういった産業が中心となるかは流動性のある状況であり、臨機応変に対応できる人材を育てようとしているという点、これが大きく違う点だと考える。技術だけでなく、意識・態度を身につけさせることが加わっている。これはかつてより「道徳教育」が融合し、ある種、一つになってきているともいえる。すなわち人材ではなく、人間存在そのものを新自由主義に適合的なものにしていこうとしていることと指摘した。

また中西氏は、データ駆動型、新しい構想は個々の人間の感情もより精密なシステムをつくれば把握できるという考え方に立っている点が大きく違うのではないかと指摘した。これを受け、世取山氏は最新のシステムで把握できることとは一体どういうものか。ややSF的なものになるのではと考えるがどうか、と投げかけた。

これに対し谷口氏は、たとえば経産省が補助金を出しているのは、タブレットで生徒がドリルを解くと、どの生徒がどの問題を解いているのが同時的にかかる。どの単元が特定か苦手が、測定され、さらにはそれが蓄積されていくことが可能になるというものである。また、「LIFE ログ」についても、睡眠時間、心と体の健康状態をマイナンバーを通じて把握していくことが想定されている。SFというが、技術的には可能な段階になっていると述べた。

これを受け世取山氏は、60年代は特定産業に向けてお金を投資し、人材育成する「垂直的な産業政策」だったが、今の政策は日常生活全体を経済成長に資するものに組み替えていくものとなっていると考える。自分を1つの企業に見立て、知識を得て資本を増加させ、自分の生産性を上げるといったような、資本家精神を自分の人格に叩き込む、ということになっているのではないかと。そして国家の経済成長に貢献するということが想定されているのではないかと考えている。これまでの政策とは次元が違ってきていると述べた。その上で、コンテンツからコンピテンシーという谷口さんの絶妙な言葉をさらに突っ込んで話してほしいと求めた。そして「できるようになる」を教育の目標にすると「わかること」に比べ

て、教育が狭くなるのではないか。つまり、教育内容はどう変わるのかと問いかけた。

谷口氏は全体としての影響を考えるのは難しいが、できるようになることと結びつかないものを軽視する潮流は、社会科学系を国立大学で縮小する流れに顕著に出ている。「文学」「哲学」「歴史」などを学んで、知って、何ができるようになるのか?と考えられている。その危うさは世界観や自己認識に大きな影響を及ぼしている。人間の歴史、宇宙の歴史の中で自分の存在がどう成立し、だから、他者とは何か、ということを形成する。それを軽視するのは人格軽視から非常に危険なことである、と述べた。

中西氏は、「できる」ということは「固定的」なものではない。何かができたとしても、それはある日、社会の中で、「できようができなかりょうがどうでもよい」、というものにいつでもなり得るものだ。それ自体が教育的な意味に直結しない。また、できるということは何か、という前提の議論がないことも問題である。

世取山氏は、先鋭化・純化という点でこれはどういう変化かと問いかけた。

中西氏は、新自由主義の陶冶というのは、教育の枠組みの中でどういうやり方をするのかという問題であり、能力主義の徹底化・先鋭化を教育の場で要求せざるを得なくなっている。新自由主義は教育の中でさえ、こういうシステムを使うとこういう人間を作ることができるはずだ、というふうに加え、ITを使い、構想している。それは幻想であり、限界があるのは間違いないが、人間の在り方自体を変え、社会の生産性をあげる、という社会構想に適合する人間の在り様の構想が、根底にある。そんなことは現実的ではないのだが、適合しない人間のことは排除する、それは「クズ」だということ。それが背景にあると考えられるだろう。

どういふ対抗軸が今、設定されるべきか

次に世取山氏は対抗構想にかかわって、一般行政からの教育行政とは何に依拠して展開するのかと問いかけた。特に、教員はどのような担い手になるのか、何が今、不足しているのか。

谷口氏は、教育を規律する要素として、教員集団がある。コロナ禍は学校や教員の存在意義を改めて再確認された。それが少人数学級の実現という近年にない成果も生んだ。児童福祉分野も含んで、子どもの能力の全面的発達の場合としての学校の意義が浮き彫りになった。これを軸にすると教育行政は経済の論理から自立せねばならない、ということになる。これが一つの対抗軸になるはずだ。現実にはあらゆる

る能力の全面的発達は理念として共有されていないように思う。そこがもっと共有されていく必要があると述べた。

さらに世取山氏は「ケア」を中心とした教育の提起について問いかけた。「ケア」を基礎、中核に置くという教育、その下での「実用知」とは何かと問いかけた。

中西氏は、この問題はもともとジェンダー平等論から来ている。ケアの役割を女性役割ということになってきた構造に対し、ケアとはそういうものではない、という議論になってきた。ケアは基本的な社会構成のロジックとして位置づけられていくべきである。人間の社会関係の中にはケア関係が普遍的に存在している。そこには矛盾も問題もある。学校教育の中にもケア次元にまつわる問題はたくさんある。しかし、それは何となく教育の埒外に置かれている。しかし、学童保育の実践をみると、学習とケアは簡単に切り分けられるものではないと指摘した。

世取山氏は、自らが学生の教師として見た時、現実に学生から就職活動にあたって「労働の喜び」が消えているのを感じる。本来労働とは、他者の要求を満たす仕事であり、他者が喜んでくれることが自分の喜び、というものである。しかしそれ自体が教育から消え失せている。「ケア」のことを自分は「相互的人間関係」という言葉を使い、弱い者の要求を力のある者が実現していくプロセスだと説明している。「弱いものに対する配慮は社会化されねばならない」し、「それが教育なのだ」と捉えてきた。これが教育から、そして労働の世界からも抜け落ちてしまったと感じていると述べた。その上で、対抗構想を打ち立て、実現していくために他領域とどう連携していくのかについてのアイデアを問いかけた。

谷口氏は、人間をどう組み替えていくかということが今、やられようとしている。これは教育に限らないもので、共通に土台にしていくものだと考えるとコメントした。

中西氏は新自由主義ディストピアの個別最適化社会に対抗するにあたり、福祉国家は限界がある。福祉国家の理想を実現するといっても、資源は有限であり、経済的には不可能。その中でいかに調和させるか、それが問題意識である、というような範囲で議論をしているというこの「構造」そのものを変えないといけないと自分は考える。ドイツにはオルタナティブ工学という考え方がある。これは信号・標識を取り払い、子どもたちが自由に遊べるようにする。それを可能とする交通政策とは何かを考えていくことである。こうしたことが求められているのではないか、と述べた。

ⁱ 2000年12月、パート・アルバイトなど不安定雇用の青年たちが中心となって結成された労働組合。

<https://www.seinen-u.org/blank-16>

ⁱⁱ 内閣府は「仕事と生活の調和」と訳している。

ⁱⁱⁱ 最低賃金制は「これ以下に下回ってはいけない」賃金下限を定める制度である。日本の最低賃金制度は「最低賃金法」により都道府県別に全職種を包括して定められる。福祉国家構想研究会は全国一律で「1500円」の実現を提言している。『最低賃金1500円がつくる仕事と暮らし』（後藤道夫・中澤秀一・木下武男・今野晴貴・福祉国家構想研究会編、大月書店刊）を参照いただきたい。

^{iv} basic income (BI) 最低限暮らしに必要な現金を、無条件ですべての個人に死ぬまで支給すること。「基礎所得保障」「最低生活保障」などよばれる福祉制度。

福祉国家構想研究会・日誌

2021年4月1日～2022年3月31日

2021年

- 4.24 研究会事務局会議
- 5.9 医療・福祉・地域部会
- 5.15 雇用・労働部会
- 6.4 研究会事務局会議
- 6.20 医療・福祉・地域部会
- 6.26 連続講座 第1講座
- 7.13 研究会事務局会議
- 7.18 雇用・労働部会
- 7.24 連続講座 第2講座
- 8.21 ホームページ編集会議
- 8.28 連続講座 第3講座

9.4 医療・福祉・地域部会

9.19 雇用・労働部会

9.25 第4講座

10.8 ホームページ編集会議

12.19 雇用・労働部会、医療・福祉・地域部会

2022年

1.29 雇用・労働部会

2.26 研究会事務局会議

3.11 医療・福祉・地域部会

3.21 雇用・労働部会

福祉国家構想研究会は、新たな福祉国家型の社会再建をめざし、現代日本の状況を批判的に分析し、各領域における基本政策を検討・構想する研究会として発足。事務局を京都府保険医協会におく。

共同代表として、岡田知弘（京都橘大学教授）、後藤道夫（都留文科大学名誉教授）、二宮厚美（神戸大学名誉教授）、渡辺治（一橋大学名誉教授）の各氏。副代表として、岡崎祐司氏（佛教大学教授）、関耕平（島根大学教授）、二宮元（琉球大学教授）、蓑輪明子（名城大学准教授）、山本公德（岐阜大学准教授）、世取山洋介（新潟大学教授）の各氏が就任している（2021年9月現在）。

公式HP <https://www.shin-fukushikokka.org/site/>